


政務調査研究視察 報告書

平成18年11月6日提出

視 察 日	平成18年11月2日（金）	
視 察 先	豊橋市教育委員会	
視 察 内 容	特定地域隣接校認定制度及び特認校制度について	
視 察 者	野村康治、杉浦立美	計2名
豊 橋 市	<p>豊橋市教育委員会は、児童数の多い小学校で一部の児童が学校を選択できる「特定地域隣接校選択制度」と、児童数100人未満の過少校には校区に関係なく、入学できる特認校制度を来年度から始める。</p> <p>3小学校区の児童数が1000人前後で国の指針に合わないため、比較的児童数が少ない学校に分散するため、一部について隣接校区に通学することを自由選択することを認める。</p> <p>原則として、新入学児童が対象だが、同制度を利用する新入学児童の兄や姉は、同じ学校への通学が許可される。さらに'07、'08年度の2年間だけは、すでに在学している児童も変更可能だ。</p> <p>過少校の特認制度は3校が対象で児童が少ない良さを活かした学校環境が特徴です。受け入れ児童は各学年5人程度で、遠距離の場合は、保護者の責任で通学する。これは市内全域に募集する。</p>	 <p>▲講習風景</p>
	<p>〔感想・岡崎市への反映〕</p> <p>本市においても、宅地開発によって、人口集中の一方、市北部や額田地区は児童数が急激に減っている。同様の状況が起こっている豊橋市が、選択制度に踏み込んだことは、高い評価に値する。</p> <p>このことは、地域の人々が一体となって協力することと、教育委員会の積極的なやる気と努力にかかると思う。本当に子どもたちのためになる教育環境の方向付けへの努力を議員としても、積極的に取り組む必要がある。</p>	